

国保からのお知らせ



国保はみなさんが納める保険料(税)で支えられています
これからも保険料(税)納付にご協力ください



コーナンくん

ニ～市ちゃん

こんなときは**14日以内**に届け出を

加入するとき		脱退するとき		その他	
こんなときは	届出に必要なもの	こんなときは	届出に必要なもの	こんなときは	届出に必要なもの
●他の市区町村から転入したとき	他の市区町村の転出証明書	●他の市区町村に転出するとき	保険証	●県内の他市町から転入したとき	転入前の市町の転出証明書
●職場の健康保険をやめたとき ●職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	職場の健康保険をやめた証明書	●職場の健康保険に加入したとき ●職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の保険証	●住所(県内他市町に転出、市内転居)、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証
●子供が生まれたとき	父母等の保険証、出生を証明するもの	●死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの	●保険証をなくしたり、よごれて使えなくなったとき	使えなくなった保険証(よごれて使えなくなったとき)
●生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	●生活保護を受けるとき	保険証、保護開始決定通知書	●修学のため、他の市区町村に住むとき	保険証、在学証明書等
●外国籍の人が加入するとき	在留カードまたは特別永住者証明書	●外国籍の人がやめるとき	保険証、在留カードまたは特別永住者証明書		

●各種届出の際には、マイナンバーの記載が必要となります。届出に必要なものに加え、マイナンバーカードまたは通知カード(通知カードの場合は身元確認書類も必要)をお持ちください。

届出を忘れてしまうと...

加入するとき

資格が発生した時点までさかのぼって保険料(税)を納めます。その間の医療費は、やむをえない場合を除き全額自己負担となります。

脱退するとき

職場の健康保険加入後、転出後等に国保の保険証は使用しないでください。使用した場合には、**国保が負担した医療費(7割または8割)を返還**していただくことになります。

“交通事故”にあってしまったときは

交通事故など、第三者の行為によって傷病を受けた場合も国保で治療を受けられます。本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に国保が立て替え払いをし、あとから加害者に請求します。

示談をする前に必ず市町国保担当に連絡してください。

①警察に届け出る 事故証明書を発行してもらいます。

②国保の窓口へ届け出る

事故証明書、印かん、保険証を持って「第三者行為による傷病届」を提出します。

その他の第三者行為

- 他人の飼い犬にかまれた
- 他人の落下物に当たった
- 傷害事件に巻き込まれた など

※各種届出に必要なものは、市町により異なる場合があります。また、印かんが必要となる場合がありますので、詳しくは各市町担当窓口まで。

マイナンバーカードを保険証利用すると、メリットがいっぱい!



マイナンバーカード(個人番号カード)が被保険者証として利用できます。

※オンライン資格確認の機材設置状況によっては、利用できない医療機関もあります。

マイナンバーカードを保険証利用すると

- 特定健診情報や薬剤情報を医師等と共有できません!
- 認定証がなくても、高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます!
- 就職や転職、引越しても保険証としてずっと使えます!
- 確定申告の医療費控除がより簡単にできます!

※利用には事前登録が必要です。

▼詳しくはこちら



静岡県・市町

令和5年6月作成 / 国保連合会